#### <診断基準>

Definite を対象とする。

### 結節性硬化症の診断基準

TSC Clinical Consensus Guideline for Diagnosis (2012)

### (1) 遺伝学的診断基準

TSC1 または TSC2 遺伝子の病因となる変異が正常組織からの DNA で同定されれば、結節性硬化症の確定診断に十分である。病因となる変異は、TSC1 または TSC2 タンパクの機能を不活化したり(例えば out-of-frame 挿入・欠失変異やナンセンス変異)、タンパク産生を妨げる(例えば大きなゲノム欠失)ことが明らかな変異、あるいはタンパク機能に及ぼす影響が機能解析により確立しているミスセンス変異と定義される。それ以外の TSC1 または TSC2遺伝子の変化で機能への影響がさほど確実でないものは、上記の基準を満たさず、結節性硬化症と確定診断するには不十分である。結節性硬化症患者の 10~25%では一般的な遺伝子検査で変異が同定されず、正常な検査結果が結節性硬化症を否定する訳ではなく、結節性硬化症の診断に臨床的診断基準を用いることに何ら影響を及ぼさない事に留意すべきである。

遺伝子診断を受けていないものもしくは検査を受けたが変異が見つからなかった場合

### (2) 臨床的診断基準

# A. 大症状

- 1. 脱色素斑(長径 5mm 以上の白班3つ以上)
- 2. 顔面血管線維腫(3つ以上)または前額線維性局面
- 3. 爪線維腫(2つ以上)
- 4. シャグリンパッチ(粒起革様皮)
- 5. 多発性網膜過誤腫
- 6. 皮質結節または放射状大脳白質神経細胞移動線\*1
- 7. 上衣下結節
- 8. 上衣下巨細胞性星細胞腫
- 9. 心横紋筋腫
- 10. 肺リンパ管平滑筋腫症\*2
- 11. 腎血管筋脂肪腫(2つ以上)\*2

## B. 小症状

- 1. 金平糖様白斑
- 2. 歯エナメル小窩(3つ以上)
- 3. 口腔内線維腫(2つ以上)
- 4. 網膜無色素斑
- 5. 多発性腎囊胞
- 6. 腎以外の過誤腫

## C. 注釈

- \*1 皮質結節と放射状大脳白質神経細胞移動線の両症状を同時に認めるときは1つと考える。
- \*2 肺リンパ管平滑筋腫症と腎血管筋脂肪腫の両症状がある場合は確定診断するには他の症状を認める必要がある。

## <診断のカテゴリー>

Definite: 臨床的診断基準のうち大症状2つ、または大症状1つと2つ以上の小症状のいずれかを満たす。

Probable:大症状1つ、または小症状2つ以上のいずれかが認められる。

小症状1つだけの場合は、遺伝学的診断基準を満たすこと。

<重症度分類> 重症度分類を用いていずれかの1項目についてグレード3、または2項目ついてグレード2以上を対象とする。

症状	グレード	0	1	2	3
神経症状	SEN/SEGA	なし	SEN あり	SEGA あり(単発かつ径1cm 未満)	SEGA あり(多発ま たは径1cm 以上)
	てんかん	なし	あり(経過観察)	あり(抗てんかん薬内服治療)	あり(注射、食事、 手術療法)
	知的障害	なし	境界知能	軽度~中等度	重度~最重度
	自閉症•発達障害	なし	ボーダー	軽度~中等度	重度~最重度
皮膚症状	顔面血管線維腫 爪囲線維腫 シャーグリン 白班	なし	皮膚症状はあるが社会生活が可能	社会生活に支障をきたす(治療が必要)	社会生活に著しい 支障をきたす(治療 が必要)
心症状	心横紋筋種	なし	あり(経過観察)	あり(心臓脈管薬内服治療)	あり(注射、カテーテル、手術療法)
腎	腎血管筋脂肪腫	なし -	あり(単発かつ径3 cm 未満)	あり(多発または径3cm 以 上)	あり(多発または径 3cm以上で、過去1 年以内に破裂や出 血の既往がある。)
	腎嚢胞		あり(治療の必要なし)	あり(多発または治療の必要あり)	
	腎悪性腫瘍	なし			あり
肺	LAM	なし	検査で病変は認め るが、自覚症状が なく、進行がないも しくはきわめてゆっ くりである。(経過 観察)	自覚症状が有り治療が必要 (酸素療法、ホルモン薬・抗 腫瘍薬内服療法)	自覚症状があり、肺 移植などの外科的 治療が必要
	ММРН	なし	あり		
その他	肺外 LAM	なし	あり(経過観察)	あり(治療が必要)	あり(治療に抵抗性)

	肝臓、卵巣などの				
	腎以外の臓器の	なし	あり(経過観察)	あり(治療が必要)	悪性化
	囊腫。PEComa				
	眼底の過誤腫	なし	あり(経過観察)	あり(治療が必要)	機能障害を残す
	歯のエナメルピッ	なし	あり(経過観察)		あり(治療が必要)。
	テイング				機能障害を残す

## ※診断基準及び重症度分類の適応における留意事項

- 1. 病名診断に用いる臨床症状、検査所見等に関して、診断基準上に特段の規定がない場合には、いずれの時期のものを用いても差し支えない(ただし、当該疾病の経過を示す臨床症状等であって、確認可能なものに限る)。
- 2. 治療開始後における重症度分類については、適切な医学的管理の下で治療が行われている状態で、 直近 6ヵ月間で最も悪い状態を医師が判断することとする。
- 3. なお、症状の程度が上記の重症度分類等で一定以上に該当しない者であるが、高額な医療を継続することが必要な者については、医療費助成の対象とする。